

伊賀市都市計画道路 南平野木興線
建設促進期成同盟会 設立総会資料

日 時 平成30年10月16日（火）午後1時～

場 所 上野南部地区市民センター ホール

伊賀市都市計画道路 南平野木興線建設促進期成同盟会

設立総会 次第

1. 開会の辞
2. 発起人代表あいさつ
3. 来賓あいさつ
4. 議 事 … 第1号議案から第6号議案すべて原案可決
 - (1) 第1号議案 設立趣意書に基づく設立の意思決定
 - (2) 第2号議案 組織の名称及び規約
 - (3) 第3号議案 役員を選任
 - (4) 第4号議案 事業計画
 - (5) 第5号議案 要望書
 - (6) 第6号議案 請願書
 - (7) その他
5. 要望書並びに請願書の提出
6. 伊賀市都市計画道路 南平野木興線の現状と
取り組み状況の報告（伊賀市建設部）
7. 閉会の辞

設 立 趣 意 書

都市計画道路南平野木興線は、木興町から西明寺までの延長3、960mを昭和30年6月1日に都市計画決定され、そのうち505mが未改良状況である。

平成2年10月19日、恵美須町から東日南町間で大規模火災が発生し、5戸が焼け出された。

東日南町の狭隘な道路が消火の妨げとなり、延焼を招いた。その反省から平成8年12月に、恵美須町交差点から愛宕町通りまでの整備が進められた。

そのまま整備が継続して進められるものと思っておりましたが、恵美須神社の社域のみが整備されただけで現在に至っている。

上野愛宕町の裏通りから上野鉄砲町、上野万町は街中狭隘な道路ばかりで、現状として火災などが発生した際や、緊急車両の通行にも支障をきたしている状況である。

また、発生が懸念される大規模地震などの際には、倒壊家屋などで道路が寸断され、その後の救助活動などに大きな支障を及ぼしかねない恐れもある。

この計画道路を整備することで、地域周辺の交通の流れが良くなることはもとより、防災面、救急、火災等の緊急面で大きく改善されることになる。

市内の緑ヶ丘住居地区から基幹道路である銀座通りと国道368号(422号)が直結され、市内経済、文化にも大きな影響をもたらすことが予測される。

さらには、この計画路線を伊賀市単独事業から三重県の事業に昇格願い、東西の基幹道路として活用することが望まれる。

このように有益性に優れているにも関わらず、計画決定からすでに60年以上が経過し、いまだに事業の進捗が図られていないことから、地域住民の切なる願いを行政に訴えかけ、さらには地域としてその事業を支援し、一日も早い完成、供用に向けた活動を行っていくため〔伊賀市都市計画道路南平野木興線建設促進期成同盟会〕を新たに設立するものである。

平成30年10月16日

伊賀市都市計画道路

南平野木興線建設促進期成同盟会

上野南部地区住民自治協議会
久米住民自治協議会
八幡町地区住民自治協議会

第2号議案

伊賀市都市計画道路南平野木興線建設促進期成同盟会規約

(名称)

第1条 本会は、伊賀市都市計画道路 南平野木興線建設促進同盟会と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域社会の発展と安心安全のため、伊賀市都市計画道路 南平野木興線の建設促進を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、下記に置く。

伊賀市上野桑町1412番地（上野南部地区市民センター内）

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 伊賀市、三重県等の関係機関に請願、要望を行い、事業の促進を図る。
- (2) その他、本会の目的達成のため必要な事業

(組織)

第5条 本会は、上野南部地区住民自治協議会、久米住民自治協議会及び八幡町地区住民自治協議会から、下記により選出された者をもって、別表1のとおり構成する。

- (1) 上野南部地区住民自治協議会 12名
- (2) 久米住民自治協議会 4名
- (3) 八幡町地区住民自治協議会 3名

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 役員は、総会において会員の中から選出する。

3 役員の任期は2年とするが、各役職に在る者は在任期間とする。

(任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(顧問)

第8条 会長は、本会の事業を遂行するため顧問を委嘱することができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

2 総会は、第5条の会員をもって構成し、事業計画、規約の改廃、役員を選出及びその他本会の目的達成に必要な事項を協議する。

3 役員会は、会の運営、執行について協議する。

4 会議の議長は、会長がこれにあたり、会議の議決事項は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の同意を得て、会長が定める。
付則

この規約は、平成30年10月16日から施行する。

伊賀市都市計画道路 南平野木興線建設促進期成同盟会会員名簿

上野南部地区住民自治協議会			久米住民自治協議会		
住民自治 協議会	会長	小丸 勅 司	住民自治 協議会	会長	前川 輝 昭
	副会長	山 本 寛		副会長	福澤 健 夫
	副会長	馬 場 幸 雄		事務局 長	山 崎 和 憲
	事務局長	大 谷 泰 紀	木興町自治会	副会長	山 中 治 紀
万町自治会	会長	森 田 文 彦	計		4名
東忍町自治会	会長	大 窪 成 一	八幡町地区住民自治協議会		
東日南町自治会	会長	森 崎 喜 代 一	住民自治 協議会	会長	東 平 和 己
西日南町自治会	会長	中 森 秀 治		副会長	松 尾 明 彦
鉄砲町自治会	会長	神 野 桂 一		事務局 長	北 村 夕 美
池町自治会	会長	角 田 克 巳	計		3名
愛宕町自治会	会長	池 澤 良 武			
西忍町自治会	会長	内 田 和 夫			
計		12名			

役員を選任

会 長 小 丸 勅 司（上野南部地区住民自治協議会）

副会長 前 川 輝 昭（久米住民自治協議会）

副会長 東 平 和 己（八幡町地区住民自治協議会）

顧 問 川 崎 二 郎（衆議院議員）

顧 問 中 川 正 春（衆議院議員）

顧 問 木 津 直 樹（三重県議会議員）

顧 問 稲 森 稔 尚（三重県議会議員）

顧 問 信 田 利 樹（伊賀市議会議員）

事業計画

本会の目的である伊賀市都市計画道路 南平野木興線の早期完成を目指し、地域社会の安全と発展向上を図るため、上野南部地区、久米地区、八幡町地区が一体となり下記の事業に取り組む。

- (1) 事業推進についての関係機関等への陳情、要望活動
- (2) 関係地区住民への情報提供活動
- (3) その他本会の目的達成のため必要な活動

要 望 書

平成30年10月16日

伊賀市長
岡 本 栄 様

要望者
伊賀市都市計画道路
南平野木興線建設促進期成同盟会
会 長 小 丸 勅 司 ㊞

伊賀市都市計画道路 南平野木興線建設促進について（要望）

（要望の理由）

都市計画道路南平野木興線は、木興町から西明寺までの延長3、960mを昭和30年6月1日に都市計画決定され、そのうち505mが未改良の状況である。

平成2年10月19日、恵美須町から東日南町間で大規模火災が発生し、5戸が焼け出された。

東日南町の狭隘な道路が消火の妨げとなり、延焼を招いた。その反省から平成8年12月に、恵美須町交差点から愛宕町通りまでの整備が進められた。

上野愛宕町の裏通りから上野鉄砲町、上野万町は狭隘な道路ばかりで、現状として火災などが発生した際や、緊急車両の通行にも支障をきたしている状況である。

また、発生が懸念される大規模地震などの際には、倒壊家屋などで道路が寸断され、その後の救助活動などに大きな支障を及ぼしかねない恐れもある。

この計画道路を整備することで、地域周辺の交通の流れが良くなることはもとより、防災面、救急、火災等の緊急面で大きく改善されることになる。

市内の緑ヶ丘住居地区から基幹道路である銀座通りと国道368号（422号）が直結され、市内東西間の経済、文化にも大きなインパクトが予測されます。

願わくは、この計画路線を伊賀市単独事業から三重県の事業に昇格願い、東西の基幹道路として活用することが望まれます。

このように有益性に優れているにも関わらず、計画決定から既に60年以上が経過し、いまだに事業の完成が図られていないことから、地域住民の切なる願いを行政に訴えかけ、さらには地域としてその事業を支援し、一日も早い完成、供用に向けたご努力を要望します。

請 願 書

平成30年10月16日

伊賀市議会
議長 岩 田 佐 俊 様

請願者

住 所 伊賀市上野桑町1412番地

団体名 伊賀市都市計画道路

南平野木興線建設促進期成同盟会

代表者 会長 小 丸 勅 司 ㊞

(件名)

伊賀市都市計画道路 南平野木興線建設促進について

(要旨)

都市計画決定がなされて60年が経過した。
未改良部分の早期完成を請願する

(理由)

都市計画道路南平野木興線は、木興町から西明寺までの延長3,960mを昭和30年6月1日に都市計画決定され、そのうち505mが未改良の状況である。

上野愛宕町の裏通りから上野鉄砲町、上野万町は狭隘な道路ばかりで、幾度となく火災が発生し、また緊急車両の通行にも支障をきたしている状況である。

市内の緑ヶ丘住居地区から基幹道路である銀座通りと国道368号(422号)が直結されることにより、市内東西間の経済、文化にも大きなインパクトをもたらすことは明白である。

願わくは、この計画路線を伊賀市単独事業から三重県の事業に昇格願い東西の基幹道路として活用することが望まれる。

このように有益性に優れているにも関わらず、計画決定からすでに60年以上が経過し、いまだに事業の完成が図られていないことから、地域住の切なる願いを行政に訴えかけ、さらには地域としてその事業を支援し、一日も早い完成、供用に向けた活動に伊賀市議会としても努力願いたい。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

紹介議員 信 田 利 樹 ㊞